

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人馬場東作、同福井忠孝、同高津幸一の上告理由について

所論の諭旨解雇を解雇権の濫用にあたるとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。
所論引用の判例は、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大 塚 喜一郎
裁判官	栗 本 一 夫
裁判官	木 下 忠 良
裁判官	塚 本 重 順
裁判官	鹽 野 宣 慶